

デジタル改革をめぐる動向について(参考)

(デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針(令和2年12月25日閣議決定)より抜粋)

2021年2月

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター

●デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（別紙）
デジタル改革関連法案ワーキンググループ作業部会とりまとめ（令和2年11月20日）

Ⅱ. デジタル化に向けた課題の検討状況

6. サイバーセキュリティ

サイバーセキュリティについては、デジタル庁が作成する情報システムに関する整備及び管理の基本的な方針（整備方針）において、サイバーセキュリティに関する基本的な方針を示すこととし、当該部分については、サイバーセキュリティ戦略本部が作成している政府統一基準群を活用する形で同本部と緊密に連携して作成する。

デジタル庁に、セキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用するシステムの安定的・継続的な稼働によるサービス保証等の観点から検証・監査を実施するとともに、NISCがその体制を強化しつつ、デジタル庁が整備・運用するシステムを含めて国の行政機関等のシステムに対するセキュリティ監査等を行う。

NISCは、引き続き、地方自治体、重要インフラ事業者等について、安全基準の策定への支援等を通じて、サイバーセキュリティの確保を図る。これらにより、国民の重要な情報資産を保護する。

なお、各府省等からのインシデント報告への対応や海外連携については引き続きNISCが対応する。

4. デジタル庁が関与するシステムの範囲

デジタル庁が関与するシステムの範囲

令2.11月
IT室兼準備室

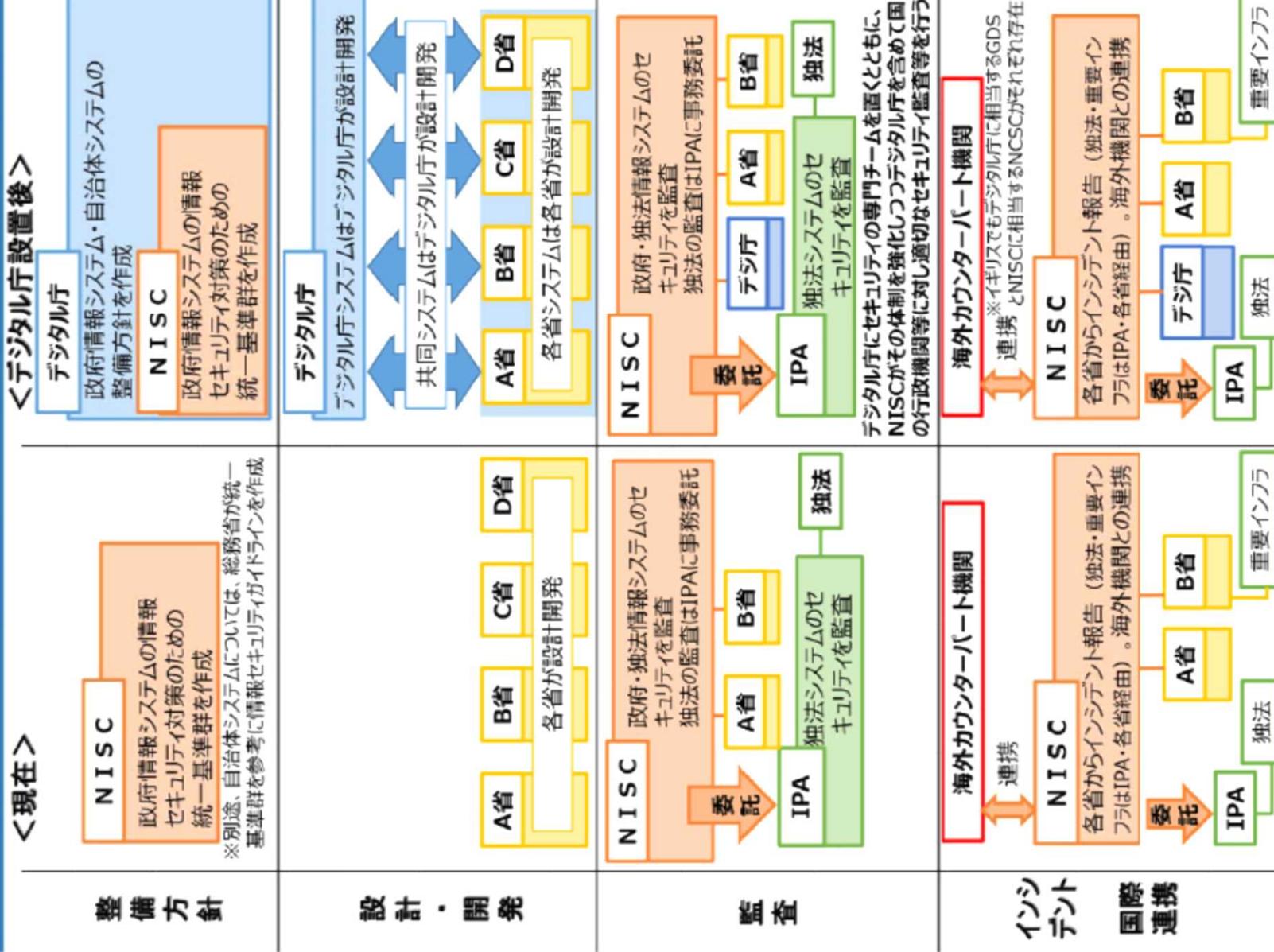
大分類	小分類	A. 整備方針の策定	B. デジタル庁の統括・監理	C. 個別システムの整備・運用	D. 一括予算計上(注)	備考
(1)国のシステム	①デジタル庁システム	○	○	デジタル庁が整備・運用	○	国、独法、地方公共団体、準公共の民間事業者が相互に連携するためのシステムを含む
	②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム	○	○	デジタル庁が整備、各府省が運用	○	
	③各府省システム	○	○	各府省が整備・運用	× (※)	※R4年度以降の取扱いは、一括計上の方向で検討
(2)独法のシステム	①国の交付金が交付されるシステム	○	○	各府省が交付金執行、独法が整備・運用	△ (※)	※運営費交付金以外の交付金の場合は、一括計上可能か
	②上記以外のシステム	○	△ (デジタル庁が指導・助言)	△ (デジタル庁が指導・助言)	×	独法が整備・運用
(3)地方公共団体のシステム	①国の補助金が交付されるシステム	○ (※)	○	各府省が補助金執行、地方が整備・運用	○	※標準化法の基本方針は、総務省と共同で策定
	②上記以外のシステム	○	×	×	×	地方が整備・運用
(4)準公共分野 (重点計画で指定、国費が措置)の民間事業者のシステム	①緊急に整備を要する等のシステム	○ (各府省と共同)	○	デジタル庁・各府省が共同で整備、事業者が運用	○	※整備の緊急性の度合い等に応じ、様々な整備のあり方を想定
	②上記以外のシステム	○ (各府省と共同)	×	×	×	事業者が整備・運用
(5)(4)以外の民間事業者のシステム	①相互連携分野の民間事業者が利用するシステム	△ (標準を策定)	△	×	×	事業者が整備・運用
	②上記以外のシステム	×	×	×	×	事業者が整備・運用

(注) (1)国のシステムの①②の「一括予算計上」に関して、R3年度は、デジタル庁に予算計上。ただし、特会で管理している経費など、現時点で各府省のシステムとは別に特定の事業と一体的に整備、運用されているシステムについては、各府省に予算計上。また、(2)独法、(3)地方公共団体、(4)準公共分野の「一括予算計上」については、R4年度以降の取扱いを検討。

9. デジタル庁とNISCの役割分担について（案）

デジタル庁とNISCの役割分担について（案）

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
（デジタル改革関連法整備室）



※NISCは、重要インフラ事業者等に関して、所管省庁等による統一基準群の策定・実施を支援することを目的として、規定が望まれる項目を安全基準等策定指針として示している。

(参考)

デジタル改革関連法案ワーキンググループ 作業部会とりまとめ



令和2年11月20日

課題・目指す姿

- 我が国経済・社会の持続的発展と新たな価値創造に向け、社会全体のデジタル化を進める。行政のデジタル化で「あらゆる手続きが役所に行かずにでき」「必要な給付が迅速に行われる」ことを早急を実現する。
- デジタル庁は、デジタル社会の形成に関する司令塔として、強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織とする。基本方針を策定するなど企画立案、国、地方公共団体、準公共部門等の情報システムを統括・監理し、重要なシステムについては自ら整備する。これにより行政サービスを抜本的に向上する。

デジタル庁の業務

1. 国の情報システム

- デジタル庁は国の情報システムの整備・管理の基本方針を策定。
 - 政府情報システムを①デジタル庁システム、②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム、③各府省システムの区分に分類し直し、これらのシステムに関する事業を統括・監理。情報システムの標準化や統一化により相互の連携を確保。
 - 国の情報システムに関する予算（令和2年度で合計約8千億円）は、デジタル庁に一括計上し、各府省に配分して執行する仕組みを目指し、令和3年度から①デジタル庁システム及び②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システムの整備・運用等予算をデジタル庁に段階的に一括計上（令和3年度は要求額で3千億円規模の見込み）。①デジタル庁システムについては自ら整備・運用。
- ⇒ これにより、政府情報システムの統合・一体化を促進（令和7年度までに運用経費等を3割削減）、民間システムとの連携を容易にしつつ、ユーザー視点での行政サービスの改革と業務システムの改革を一体的に進めることで、国民・事業者の更なる利便性向上を図る。

2. 地方共通のデジタル基盤

- 全国規模のクラウド移行に向けて、デジタル庁が、総務省と連携して標準化・共通化に関する企画と総合調整を行い、政府全体の方針の策定と推進を担うほか、補助金の交付されるシステムについて統括・監理を行う。
- ⇒ これにより、地方公共団体の情報システムのうち、住民に関する事務に係る情報システムで、相互に連携が行われているシステム（住民基本台帳、地方税等）について、人的・財政的負担の軽減と、サービスの利便性向上を図る。

3. マイナンバー

- デジタル庁がマイナンバー、マイナンバーカード、公的個人認証等のマイナンバー制度全般の企画立案を一元的に行う体制を構築。
 - 市区町村等との連絡調整等の実施事務を担う総務省と連携し、マイナンバーカードの普及の加速化等を強力に推進。
 - 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、デジタル庁と総務省で共管。
- ⇒ これにより、令和4年度末までにほとんどの住民のマイナンバーカード保有を目指す。国民が行政手続きをオンラインでワンストップに行うことができ、行政からプッシュ型で各種サービスを受けられるなど、利便性と公平性を向上。

4. 民間のデジタル化支援・準公共部門のデジタル化支援

- 改正IT基本法において、国・地方・事業者のデジタル化に向けた役割を規定し、デジタル社会の形成に関し国が定める重点計画で具体的な施策と達成時期等を明記。情報システムの相互連携のための標準の整備・普及等を行う。
- ⇒ 民間デジタル化を促進し、中小企業を始め企業の生産性の向上や、新たな産業分野における重複投資の排除と成長の加速化を図る。
- 医療、教育、防災など、生活に密接に関連していることから国民からの期待が高い分野において、デジタル庁が、情報システムに関する整備方針を関係府省と策定・推進し、当該情報システムの整備を統括・監理。
 - 緊急的な整備が必要なシステム等については、デジタル庁と各府省が共同で整備。
 - デジタル化促進のために必要な規制・制度上の課題の洗い出しとその見直しを関係府省と連携して推進。
- ⇒ 様々な民間サービスの開発・提供が進められる上で必要な環境整備を図ることによりサービスの多様化及び質の向上を図る。

5. データ利活用

- デジタル庁は、法人番号など法人や個人を一意に特定し識別するID制度や、電子署名、商業登記電子証明書などの、情報とその発信者の真正性を保証する制度の企画立案を、関係法所管府省と共管し、ユーザー視点で改革・普及。また制度所管府省、地方公共団体とともにベース・レジストリとして整備すべき情報の明確化とその整備を担う。
- ⇒ 手続を一度で完結できるようになる（ワンスオンリーの実現）。

6. サイバーセキュリティ

- デジタル庁に、セキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用するシステムの検証・監査を実施するとともに、NISCがその体制を強化しつつ、デジタル庁が整備・運用するシステムを含めて国の行政機関等のシステムに対するセキュリティ監査等を行う。
- ⇒ 国民の重要な情報資産を保護。

7. デジタル人材の確保

- デジタル庁を含め他の政府部門においてもデジタル改革を牽引していく人材を確保。民間、自治体、政府を行き来しながらキャリアを積める環境を整備。行政と民間のデジタル人材の効果的な連携により業務を進める組織文化を醸成。

スケジュール

- 来年中にデジタル庁を発足させることとし、本年末のデジタル庁創設に向けた基本方針の策定に向け、必要な準備を進める。
- デジタル庁は、①各府省等に対する総合調整権限を有する強力な司令塔機能と、②政府全体のシステムを企画立案し、統括・監理するとともに、自らが予算を計上し、重点的なシステムの整備・管理等の事務執行をする機能を併せて有するものとし、その組織体制の在り方について、予算編成過程で検討を進め、成案を得る。

デジタル庁

各府省・地方公共団体

総合調整

企画・立案

統括・監理

自らシステム整備

【社会のデジタル化の基盤】

- ・マイナンバー (内閣府・総務省)
- ・マイナンバーカード (総務省)
- ・公的個人認証 (総務省)
- ・電子署名 (総務省・法務省・経済産業省)
- ・法人番号 (財務省)
- ・GビズID (経済産業省) 等

移管
(一部共管)

【各種情報システム】

- ・政府・独法のシステム (総務省、各府省)
- ・地方公共団体のシステム (総務省、約1,700団体)
- ・準公共分野のシステム (各所管府省)

統括
・監理

【各府省共通システム等】

- ・各府省が共通で利用するシステム
- ・規模の大きなシステム
- ・地方公共団体が利用できるプラットフォーム (クラウド基盤)

移管
(一部共管)

【予算】

- ・国の情報システム関連予算合計 8 千億円のうち令和 2 年度は約 700 億円を一括計上。

一括計上

- ・国の情報システム予算を一括計上し、各府省へ配分 (初年度は要求額で 3 千億円規模の見込み)